（昼間障害標識の種類及び設置基準）

第百三十二条の三　法第五十一条の二第一項又は第二項の規定により設置する昼間障害標識は、塗色、旗及び標示物とし、その設置の基準は、物件の種類ごとに次の表に掲げるところによる。

物件の種類	昼間障害標識の種類	設置の方法
一～三　（略）		
四　係留気球（支線を除く。）及び前条第一項第六号に掲げる物件	塗色	背景との対比において明らかに識別できるように塗色すること。

2　（略）

（職権の委任）

第二百四十条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。

一～五十二の三　（略）

五十三　第百二十七条第一項第一号から第四号まで、第六号、第七号、第十号及び第十二号から第十五号まで並びに同条第二項（第百三十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による権限

五十四～六十五　（略）

2　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に工事に着手され、又は設置されている航空障害灯については、この省令による改正後の航空法施行規則第百二十七条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（昼間障害標識の種類及び設置基準）

第百三十二条の三　法第五十一条の二第一項又は第二項の規定により設置する昼間障害標識は、塗色、旗及び標示物とし、その設置の基準は、物件の種類ごとに次の表に掲げるところによる。

物件の種類	昼間障害標識の種類	設置の方法
一～三　（略）		
四　係留気球（支線を除く。）及び前条第一項第五号に掲げる物件	塗色	背景との対比において明らかに識別できるように塗色すること。

2　（略）

（職権の委任）

第二百四十条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。

一～五十二の三　（略）

五十三　第百二十七条第一項第一号から第四号まで、第六号、第七号及び第九号から第十二号まで並びに同条第二項（第百三十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による権限

五十四～六十五　（略）

2　（略）